

高第 1270 号
令和 2 年 4 月 24 日

各県立学校長 殿

教 育 長

国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等に係る今後の対応について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 8 日付け高第 1101 号教育長通知「国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について」により、県立学校について、臨時休業の期間を 5 月 6 日までとしたところです。

この間、4 月 16 日には全都道府県が緊急事態宣言の対象とされるなど、いまだに予断を許さない状況です。現時点では緊急事態宣言が 5 月 6 日を超えて延長されるのか、解除されるのかは明らかになっておらず、報道では、今後、専門家会議の分析結果をもとに 5 月初旬にも判断するとされています。このため、こうした国の動向を受けた県としての実施方針及び県教育委員会としての対応の決定が 5 月の連休中になる可能性もあります。

現在、県教育委員会では、国の緊急事態宣言が延長された場合には、県立学校の臨時休業期間を延長すること、また、緊急事態宣言が解除された場合であっても、その時点の県内の感染状況を踏まえ、県教育委員会として児童生徒の安全・安心を第一に、学校の教育活動の再開については別途判断する必要があること、具体的には、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し検討を進めています。

については、各学校においても、いずれの状況にも対応できるよう、次の点を踏まえて準備するようお願いします。

- 5 月の連休中における、県教育委員会と学校及び学校と教職員、児童生徒、保護者の連絡体制を再確認し、連絡方法・手段について徹底すること。
- 県教育委員会と十分な連携を図りながら、学校の臨時休業の継続、段階的な再開等に向けた必要な準備を行うこと。特に臨時休業期間が延長された場合の学習保障について、令和 2 年 4 月 21 日付け高校教育課長通知に基づき準備を進めること。

なお、校長から、保護者あてに、現在の状況等について連休前に「お知らせ」する場合は、別紙の例も参考にしてください。

各学校においては、引き続き、5 月 6 日までの臨時休業期間中の児童生徒の学習保障に取り組むとともに、教職員に対し、5 月の連休中の外出自粛の徹底について御指導ください。また、臨時休業期間中の教職員の在宅勤務等を更に徹底するよう、併せてお願いします。

問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話 (045)210-8260 (直通)

特別支援教育課

教育指導グループ 荒井、山田

電話 (045)210-8276 (直通)

教職員企画課

企画労務グループ 川野辺、齋藤 (和)

電話 (045)210-8138 (直通)

(別紙)

令和2年4月 日

保護者の皆様

県立〇〇〇〇学校長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業に係る今後の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の臨時休業にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度の臨時休業の期間は5月6日までとなっておりますが、現時点では国は緊急事態宣言が、5月6日を超えて延長されるのか、解除されるのかは明らかになっていない状況です。また、今後専門家会議の分析結果をもとに国において、5月初旬にも判断されるとの報道もあります。このため、県教育委員会としての対応の決定も、同様の時期となる可能性があります。

県教育委員会では、5月6日以降の対応については、例えば緊急事態宣言が延長された場合には、感染リスクを考え臨時休業期間を延長すること、また、緊急事態宣言が解除された場合であっても、県内の感染状況を踏まえ、生徒の安全安心を第一に考えて、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し、検討を進めています。

いずれにしても、5月6日以降の学校の対応については、5月の連休期間中のご連絡とさせていただきます可能性もありますので、次のようにご対応くださるようお願いいたします。

- 連休期間中に、本校から今後の対応について連絡させていただく場合に備えて、ご登録いただいている連絡方法等を確認の上、学校からの連絡の有無について適宜ご確認ください。また、学校のウェブページにも併せて掲載しますので、定期的にご覧ください。
- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業であることを踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう、お子様にご指導ください。
- 自宅でも、咳エチケットや手洗い・うがい等の感染症対策を徹底してください。

何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡くださるよう、併せてお願いいたします。

※ 最後になりますが、本校では、現在の臨時休業期間中におきましては、課題による家庭学習をお願いしているところですが、より一層、家庭における学習の充実を図るとともに、学校の教育活動の再開に向けて、教職員一丸となって対応してまいりますので、今後ともご理解、ご協力くださるようよろしくお願いいたします。

※印の部分については、各学校の実情に応じて、適宜変更してください。

問合せ先
副校長 〇〇
電話 (000)000-0000 (直通)

高第 1224 号
令和 2 年 4 月 21 日

各 県 立 高 等 学 校 長 殿
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 殿

高 校 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に
登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から別添写しのとおり通知がありました。

同通知においては、臨時休業等が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した家庭学習が、一定の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができるとしており、その要件について、生徒に課す家庭学習の内容が、教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること、教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが示されています。

また、国の緊急事態宣言を受けた知事からの要請に基づき、県立学校は5月6日まで臨時休業としているところですが、現在の状況は予断を許さないものであり、今後の専門家会議の見解や県内の感染状況によっては、臨時休業期間が更に長期に及ぶ可能性も否定できません。については、臨時休業中の生徒の学習指導について、次の点に御留意いただき、遺漏なく御対応くださるようお願いいたします。

- 課題の設定に当たっては、各校において年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと。
- （別添資料）「臨時休業期間中の学びについて」を参考に、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づいた課題の一覧を1週間ごとに作成し、課題に係る学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すこと。
- G Suite for Education などの ICT の活用により、課題の提示や提出等に対応できるよう取組を推進すること。

問合せ先
教育課程指導グループ 小野、横谷
電話(045)210-8260（直通）

(例) かもめ高等学校 (1 学年) 休業期間中 (4 月 27 日～5 月 1 日) の学びについて

臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に遅れが生じることのないよう、学校、生徒の状況等も踏まえながら、家庭学習の課題を課す等により、生徒の学習を支援するための必要な措置を講じるようお願いします。

家庭学習により単元の学習を完結させることを想定し、単元の評価規準に基づき、課題を作成してください。課題を提示する際には、本資料を参考に、学習の目標及び評価について記載し、一覧にして提示したりするなど、生徒が学習を進めやすいよう御配慮ください。なお、観点別学習状況の評価は、基本的に「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」の観点について行うこととされていますが、本資料では、一週間分の課題として示していることを踏まえ、一部の観点についてのみの評価としている科目があります。

| 教科 | 科目名 | 単元又は題材 | 学習の目標 | 課題等 | 評価について |
|----------|------|------------------------------|---|---|---|
| 国語 | 国語総合 | 「文章を読んで、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにする」 | <p>○文章や作品を読み、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしようとする。</p> <p>○文章や作品を読み、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにする。</p> <p>○語句の意味、用法及び表記の仕方を理解し、語彙を豊かにする。</p> | <p>○教科書にある文章や作品などを読んで、共感したり、疑問に思ったり、自分なりに考えたりしたことを文章にまとめる。</p> <p>○文章や作品を読むのに必要な語句の意味や用法等を確認するため、辞書等の補助教材を活用し、調べたことについてもまとめる。その際、インターネット等を活用することも考えられる。</p> <p>○学習の目標を意識して見通しを立て、学習を進める中で気付いた点や工夫した点等を振り返りシートに随時記入する。</p> | <p>○提出された文章により、目標に記された「読むこと」及び「知識・理解」を評価する。また、提出された文章と振り返りシートにより、学習の進め方について試行錯誤した点等を「関心・意欲・態度」として評価する。</p> <p>※ この学習では、「文章にまとめる」書く活動を行うが、「文章をどのように読んだのか」読む力を評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章や作品を読み、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしようとしている。(関心・意欲・態度) ・文章や作品を読み、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしている。(読む能力) ・語句の意味、用法及び表記の仕方を理解し、語彙を豊かにしている。(知識・理解) |
| 地理 歴史 | 世界史A | 「世界史へのいざない」 | <p>○「世界史へのいざない」の学習として、日本の歴史と世界の歴史のつながりにかかわるテーマを考察することの大切さを自覚する。</p> | <p>○教科書を参考に、日本の歴史と世界の歴史のつながりにかかわる事例を自分で取り上げて、自分で調べてまとめる。</p> <p>○日本の歴史と世界の歴史のつながりについて、資料集や図説をインターネット等を活用し、歴史的に考察するとともに、その過程や結果を調べ、レポートにまとめる。</p> <p>○事例の考察に必要な諸資料について、図表などにまとめたりしたことをレポートに添える。(写真や図版などを添えることも考えられる)</p> | <p>○レポートの内容・振り返りを「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「資料活用の技能」の評価材料として評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の歴史と世界の歴史のつながりについて、テーマを設定し考察することで、歴史への関心を高めようとしている。(関心・意欲・態度) ・主題設定した学習を通して、日本の歴史と世界の歴史のつながりについて、歴史的に考察するとともに、その過程や結果を適切に表現している。(思考・判断・表現) ・主題設定した学習を通して、事例の考察に必要な諸資料について、有用な情報を読み取ったり図表などにまとめたりしている。(資料活用の技能) |
| | 日本史A | 「私たちの時代と歴史」 | <p>○近現代の歴史的事象と現在との結び付きを考える活動を通して、歴史への関心を高め、歴史を学ぶことの大切さを自覚する。</p> | <p>○教科書や副教材(資料集や図説)を参考に、近現代の歴史的事象と現在との結び付きを考えるためのテーマを設定し、レポートにまとめる。</p> <p>○近現代の歴史的事象と現在との結び付きについ</p> | <p>○レポートの内容・振り返りを「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「資料活用の技能」の評価材料として評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近現代の歴史的事象と現在との結び付きを考えることで、歴史 |

| | | | | | |
|----|------|---------------------|---|--|--|
| | | | | <p>て、身近な例を考察し、それを教科書や資料集、インターネット等を活用し、その過程や結果をレポートにまとめる。</p> <p>○事例の考察に必要な諸資料について、表やグラフなどにまとめてレポートに添える。(写真や図版などを添えることも考えられる)</p> | <p>への関心を高めようとしている。(関心・意欲・態度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有意義なテーマを設定し、自ら考察し、その過程や結果を適切に表現している。(思考・判断・表現) ・主題設定した学習を通して、事例の考察に必要な諸資料について、有用な情報を読み取ったり図表などにまとめたりしている。(資料活用の技能) |
| | 地理A | 「現代世界の特色と諸課題の地理的考察」 | <p>○「現代世界の特色と諸課題の地理的考察」の学習として、世界諸地域の生活・文化及び地球的課題について考察することの大切さを自覚する。</p> | <p>○教科書や副教材(資料集や図説)を参考に、世界諸地域の生活・文化及び地球的課題について、自らテーマを設定し、自分で調べてレポートにまとめる。</p> <p>○自分が関心ある世界諸地域の生活・文化及び地球的課題を調べる際、その過程や結果を適切に示し、レポートにまとめる。</p> <p>○活用した諸資料については表やグラフなど図表としてまとめ、レポートに添える。(写真や図版などを添えることも考えられる)</p> | <p>○レポートの内容・振り返りを「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「資料活用の技能」の評価材料として評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界諸地域の生活・文化及び地球的課題に対する関心と課題意識を高め、それを意欲的に追究し、捉えようとしている。(関心・意欲・態度) ・世界諸地域の生活・文化及び地球的課題を考察し、その過程や結果を適切に表現している。(思考・判断・表現) ・世界諸地域の生活・文化及び地球的課題に関する諸資料を収集し、有用な情報を選択して、読み取ったり図表などにまとめたりしている。(資料活用の技能) |
| 公民 | 現代社会 | 「現代社会の諸課題」 | <p>○現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤としての幸福、正義、公正などについて理解するとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚する。</p> | <p>○生命、情報、環境などに係る現代社会の諸課題の中から自らテーマを設定し、これらの課題に対しては多様な見方・考え方があることを踏まえた上で、課題解決に対する自分なりの考えをレポートにまとめる。</p> | <p>○レポートの内容から「関心・意欲・態度」及び「思考・判断・表現」の観点について評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的課題について、自己との関わりの中で考察し、その解決の在り方を主体的に追究しようとしている。(関心・意欲・態度) ・現実社会の諸課題及び「幸福、正義、公正」などの価値観には多様な見方・考え方があることを踏まえた上で、自分なりの「幸福、正義、公正」について追究し、それに基づき社会的課題の解決の在り方を考察している。(思考・判断・表現) |
| 数学 | 数学I | 「式の展開と因数分解」 | <p>○二次の乗法公式及び因数分解の公式の理解を深め、式を多面的にみたり目的に応じて式を適切に変形したりすることができる。</p> | <p>○教科書を参考に学習を進め、教科書に取り上げられている、式の展開及び因数分解などの問題に取り組む。</p> <p>○式変形の根拠をポイント毎に記述したり、式の展開及び因数分解について問題解決の方略をまとめたりする。</p> | <p>○解答の記述内容や、式変形の根拠についての記述、問題解決の方略のまとめの記述から「知識・理解」、「数学的な技能」、「数学的な見方や考え方」の観点で評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗法公式や因数分解の公式の意味を理解している。(知識・理解) ・乗法公式や因数分解の公式などを用いて式を目的に応じて変形することができる。(数学的な技能) ・一つの文字に着目したり、一つの文字に置き換えたりするなどして、いろいろな式の見方をすることができる。(数学的な見方や考え方) ・目的に応じて、的確に式を変形する方法を考察することができる。(数学的な見方や考え方) |

| | | | | | |
|----|----------|------------------|---|--|--|
| 理科 | 生物基礎 | 生物と遺伝子「遺伝子とその働き」 | ○タンパク質の合成に際して、DNAの塩基配列がアミノ酸に置き換えられることについて考察し、表現できる。 | ○教科書や副教材等を活用して、DNAとRNAの塩基の相補性に関する基本的事項を身に付け、実験内容に関する考察問題に取り組む。 | ○レポートの内容を「思考・判断・表現」の評価材料として評価する。 【評価規準】 ・DNAの塩基配列がアミノ酸に置き換えられることについて考察できる。(思考・判断・表現) |
| | | 生物の体内環境「免疫」 | ○免疫とそれに関わる細胞の働きについて理解し、知識を身に付ける。 | ○教科書や副読本等を活用して、免疫とそれに関わる細胞の働きについて、身近な現象と関連付けてまとめる。 | ○レポートの内容を「知識・理解」の評価材料として評価する。 【評価規準】 ・免疫とそれに関わる細胞の働きについて身近な現象と関連付けて理解している。(知識・理解) |
| | 物理基礎 | 「運動の表し方」 | ○身近な物理現象について、物理量の測定と表し方、分析の手法を理解する。 | ○教科書を参考に、単元で用いられる物理用語について、日常生活や社会と関連付けて自分でまとめる。 | ○レポートの内容・振り返りを「知識・理解」の評価材料として評価する。 【評価規準】 ・物理用語について、言語、数式及びグラフを適切に用いてまとめることができる。(知識・理解) |
| | | | ○物体の運動の基本的な表し方について、理解する。 | ○直線上の運動における $v-t$ グラフまたは $x-t$ グラフからどのような運動か、数式、図示及び言語で表す。また、数式、図示及び言語で表された運動を $v-t$ グラフ又は $x-t$ グラフで表す。 | ○レポートの内容を「知識・理解」の評価材料として評価する。 【評価規準】 直線上の運動について、言語、数式及びグラフを用いて適切に表すことができる。(知識・理解) |
| | | | ○合成速度及び相対速度の考えを用いて、2物体の運動を考察し、表現できる。 | ○運動する2つの物体について、それぞれの立場や静止する観測者の立場から観測される運動を、合成速度及び相対速度の考えを用いて、数式、図及び言語でまとめる。 | ○レポートの内容を「思考・判断・表現」の評価材料として評価する。 【評価規準】 2物体の運動について、合成速度および相対速度の考えを用いて、数式、図及び言語で表すことができる。(思考・判断・表現) |
| | 保健 体育 | 体育 | 体育理論 | ○スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴等について理解する。 | ○「学習プリント」に示した各時間のテーマに沿った問いに基づき、教科書等を活用して調べたり、自分の考えをまとめたりする。 ※2週又は3週にわたり取り組むこと。 |
| 保健 | | 現代社会と健康(健康の考え方) | ○我が国の死亡率、平均寿命、受療率など各種の指標を通して健康水準の動向を取り上げ、科学技術の発達や社会経済の発展に伴って健康水準が向上してきたこと、さらに、疾病構造が変化してきたことを理解する。 | ○教科書等を参考に、わが国における健康水準の変化、わが国における健康問題の変化についての問いに基づき、自分の考えをまとめる。 | ○提出された課題の解答や、記述の内容から、「知識」、「思考・判断」の観点で評価をする。 【評価規準】 ・健康水準の変化、健康問題の変化について資料等で調べたことを基に、課題を見つけたり、整理したりするなどして、それらを説明することができる。(思考・判断) ・平均寿命ののびと死亡率の低下、健康水準向上の背景、生活習慣病の増加、新たな健康問題について、基礎的な事項について、理解したことを記述している。(知識・理解) |

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|--|
| 芸術 | 音楽 I | 「生活の中の音楽の役割について考えてみよう」 | ○音や音楽と生活や社会とのかかわりについて考え、音環境への関心を高める。 | ○「現在の社会情勢を踏まえ、生活の中の音楽の役割について、自分の考えを 400 字～600 字で、レポートにまとめる。 | ○レポートについては、記述内容を「音楽への関心・意欲・態度」の観点で評価する。 【評価規準】 B「鑑賞」 ・生活の中の音楽について考えることをとおして、音楽の見方、考え方を豊かにし、作曲者及び演奏者による表現の特徴などに関心をもち、鑑賞の学習に主体的に取り組もうとしている。(音楽への関心・意欲・態度) |
| | | | | ○「現在の社会情勢を踏まえ、生活の中の音楽の役割について、自分の考えを 400 字～600 字で、レポートにまとめる。 | ○レポートについては、記述内容を「音楽への関心・意欲・態度」の観点で評価する。 【評価規準】 A「表現」 ・生活の中の音楽について考えることをとおして、音楽の見方、考え方を豊かにし、音楽や音楽文化に関心をもち、歌唱(器楽、創作)の学習に主体的に取り組もうとしている。(音楽への関心・意欲・態度) |
| | 【課題を設定するにあたって】 授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それらを創作した著作者や実演奏家等がいることや、その人たちの作品であることを生徒が意識できるようにし、このような意識を高めることによって、日常生活の中にある音楽、将来かかわっていく音楽についても、同様に意識できるようにさせる。 | | | | |
| 美術 I | 「身近なものを描く(静物デッサン)」 | ○静物デッサンの表現形式の特性を生かし、意図に応じて表現方法を創意工夫し、創造的に表す。 ○価値意識をもって自分の作品に対する見方を深める。 | ○「身近なものを描く」というテーマをもとに静物デッサンに取り組む。 ○無理なく準備できる画材・素材を用いて、創造的な表現の構想を練ったり、意図に応じて材料や用具の特性を生かしたりしながら、制作に取り組む。 ○その際、質感の異なるものを2つ以上組み合わせ静物デッサンに取り組む。 ※画材・素材の例 ・B4(八つ切り)サイズ程度の画用紙 ・黒さ、硬さの異なる鉛筆3種類程度(4B・B・Hなど) ・消しゴム(あれば練りゴムも)、ガーゼ又はティッシュ | ○制作過程の記録、完成作品の自己鑑賞についてレポートにまとめる。「発想や構想の能力」「鑑賞の能力」の観点で評価する。 【評価規準】 ・静物デッサンの表現形式の特性を生かし、形体、色彩、構成などを工夫して創造的な表現の構想を練っている。(発想や構想の能力) ・自分の作品のよさや美しさ、意図と表現の工夫などを振り返り、作品に対する見方や感じ方、考えなどをもち、根拠を持って記述している。(鑑賞の能力) ○作品については「創造的な技能」の観点で評価する。 【評価規準】 ・技法や材料、用具の特性を理解し、目的や意図に応じて、特性や効果を生かして表現している。(創造的な技能) | |
| | | ○静物画の比較鑑賞を通じて、対象作品の造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫などについて考え、価値意識をもって対象の作品に対する見方や感じ方を深める。 | ○B「鑑賞」の学習として、教科書に掲載されている静物画を2～3作品抽出し、比較鑑賞を行う。 ○作品のよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫などについて、とくに次の点について、それぞれの作品をみくらべ、感じ取ったり、考えたりしたことをレポートにまとめる。 | ○レポートの記述内容をもとに「美術への関心・意欲・態度」及び「鑑賞の能力」の観点で評価する。 【評価規準】 比較鑑賞を通じ、それぞれの作品のよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫などに関心をもち、作品などについて理解しようとしている。(美術への関心・意欲・態度) | |

| | | | | | |
|-----|----------------|--------------------------------------|---|--|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・作者の作品に対する想いやテーマについて ・色彩の表現の特徴や工夫について ・形体や構図の表現の特徴や工夫について ・質感や空間の表現の特徴や工夫について | 比較鑑賞を通じ、それぞれの作品の特徴を分析するなどして、作品に対する見方や感じ方、考えなどをもち、根拠を持って記述している。(鑑賞の能力) |
| 外国語 | コミュニケーション英語 I | Lesson 1 “Take a shot or not” | <p>○最近の若者の SNS 依存に関する英文を読んで、情報や筆者の考えなどを理解したり、概要や要点を捉えたりすることができる。(「読むこと」の領域)</p> <p>○最近の若者の SNS 依存に関する英文を読んで、学んだことや経験したことに基づき、情報や自分の考えについて、簡潔に書くことができる。(「書くこと」の領域)</p> | <p>○Read the passage of the textbook, and write an essay. (100-200 words)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・The topic of the essay is: “Do you take out your smartphone and take pictures of the beautifully-decorated, delicious-looking dishes in front of you while eating out with some of your friends or not?” ・In your essay, you need to answer the following questions. <p>Q1. According to the author, what makes a lot of young people upload pictures of good-looking food to SNS?</p> <p>Q2. Do you think it rude to take photos at a restaurant?</p> <p>Q3. Why do you want to take photos of the food or why not?</p> | <p>○エッセイの内容について、「外国語表現の能力」及び「外国語理解の能力」の観点で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキストを読んで、特に重要な事実等を捉え、全体の要旨を理解することができる。(外国語理解の能力) ・読んだことについて、その内容に対する自分の考えを簡潔に書くことができ、その理由を書くことができる。また、事実と意見を区別して書くことができる。(外国語表現の能力) |
| 家庭 | 家庭基礎 | 「ホームプロジェクト」 | <p>○生活上の課題を設定し、解決に向けて生活を科学的に探究したり、創造しようとする実践的な態度を身に付ける。</p> | <p>○教科書の「ホームプロジェクト」の例を参考に、生活上の課題を見つけ、解決方法を考える。</p> <p>例えば、保育分野では、小さな子どものために家の中でも楽しめるおもちゃや絵本を作る。食生活分野では、日本の四季や文化を感じられる和食の献立を考えて調理する。消費生活分野では、家庭ごみの行方を調べ、自分ができる資源・環境に配慮した消費生活について考えるなど、外出できない現在の社会情勢や家の中で気になっていることなどについて取り組み、レポートにまとめる。</p> | <p>○レポートの内容を「関心・意欲・態度」の評価材料とする。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活上の課題を設定し、解決に向けて生活を科学的に探究したり、創造しようとしたりしている(関心・意欲・態度) |
| 情報 | 社会と情報 情報の科学 | (社)「情報とメディアの特徴」 (情)「情報社会の発展と情報技術」 | <p>○情報社会に参画する態度の育成として、情報モラルについて考え、行動できる。</p> | <p>○オンライン・オフラインを問わず、必要な情報を取捨選択する際、何を根拠にその情報を信じるのかについて、(配付した資料、参考 URL、教科書等を基礎知識として)自分自身の考えをレポートにまとめる。</p> | <p>○レポートの内容を「関心・意欲・態度」及び「知識・理解」の評価材料として評価する。</p> <p>(※観点設定については、適宜選択しましょう。)</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の生活や行動に照らし、情報の特性を踏まえ、考えをまとめようとしている。(関心・意欲・態度) ・資料に挙げた、基本的な用語について、正しく理解して用いている。(知識・理解) |

| | | | | |
|---------------|---------------|---|--|---|
| 総合的な探究の時間 | 「課題の設定と計画の立案」 | ○身近な地域の環境の中から問いを見だし、課題を設定する。 | ○身近な地域の環境について、インターネット等により、様々な視点から情報を収集し、問いを見いだすため、集めた情報から気付いたことをまとめる。 ※2週にわたり取り組むこと。 | ○学習の成果物の内容を「主体的に学習に取り組む態度」の評価材料として評価する。 【評価規準】 ・課題の設定に主体的に取り組んでいる。(主体的に学習に取り組む態度) |
| 農業と環境 (1年) | 「たねと発芽・たねまき」 | ○たねの基本構造と発芽に必要な環境条件を理解する。 | ○発芽試験において、推察・考察する活動を通し、課題に対する取り組み方やまとめ方など、実験の基礎的能力を身に付けさせる。 ※農業の専門科目を初めて学ぶ1年生に対し、光の条件や種子の種類などを変えて自宅にて発芽試験を行い、播種後の発芽した数の調査や、発芽の様子を観察を通して、学習内容の理解を深めさせ、作物の栽培学習につなげていくことをねらいとして実施する。 | ○たねの基本構造、形態と機能、発芽に必要な環境条件の理解をまとめた記述から「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・作物の栽培や農業学習に関心をもち、生育の仕組みや栽培技術について科学的に捉えようとする意欲的な学習態度を身に付けている。 (関心・意欲・態度) ・発芽試験において、推察・考察する活動を通し、課題に対する取り組み方やまとめ方など、実験の基礎的能力を身に付けている。 (思考・判断・表現) |
| 農業 | 農業各科目(2、3年) | ○教科書や補助教材などを使って授業内容の振り返り学習を行うことで、理解した知識の定着を図る。 ○これまでの実習等を振り返り、データの整理やまとめを行ったり、ホームプロジェクトに関するレポートを作成したりする。 ※学校農業クラブ活動に関する学習として、これまでの資料を分析・整理し、意見発表の内容を考えてまとめる、プロジェクト活動に関する資料・データを収集・整理する、各技術競技に関する学習・練習等が考えられる。 ＜活用できるリンク集＞ 日本学校農業クラブ連盟ホームページ | ○学習の成果物の記述や内容から、「知識・理解」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・農業生産等に関する基礎的な知識を身に付け理解している。(知識・理解) ・基礎的な知識と技術を基に合理的に判断し、その過程や結果を適切に判断している。(思考・判断・表現) ○作成したレポート等の内容から「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・農業に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けようとしている。(関心・意欲・態度) ・農業に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、知識・技術を基に農業に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けようとしている。(思考・判断・表現) | |

| | | | | | |
|----|------------|-------------------|--|--|---|
| 工業 | 工業技術 基礎 | 建設科 「図面の表し方」 | ○製図の基礎を習得させ、基礎的な図面の読み取りや作成する能力を身に付ける。 | ○教科書を用いてレポートにまとめる。(その際レポートの書き方について分かりやすくまとめたガイド資料を提供する。) ○図面の表し方を基本に自ら考えたものを複数上げ、図面で表現する。 ○作品をもとに自ら振り返り、学習の目標が達成できたか自己評価を交えてレポートにまとめる。(レポートには先生のコメント欄を作成し、アドバイスを記し生徒へフィードバックする。) | ○生徒作品をもとに学習の目標が達成できたか、レポートの内容及び図面の表現について、「思考・判断・表現」、「実習の技能」、「知識・理解」の観点で評価する。 【評価規準】 ・基本的な図面の見方や表し方や書き方について、適切に思考・判断し正確な図面を作成する表現手法を身に付けている。(思考・判断・表現) ・基本的な図面の見方や表し方や書き方を身に付け、正確な図面を作成する技能を身に付けている。(実習の技能) ・基本的な図面の見方や表し方や書き方を理解し、正確な図面の作成に関する知識を身に付けている。(知識・理解) |
| | 情報処理 | 「情報モラル」 | ○情報化社会に参画するための情報モラルを理解し、活用することができる。 | ○NHK「高校講座」ライブラリー「社会と情報」を見ながら、学習メモに学んだことを記入し、最後には理解度チェックを行う。 | ○記述した学習メモ及び理解度チェックを行ったものから、「知識・理解」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・コンピュータウイルスやコンピュータ犯罪、著作権の侵害、システム事故などの情報化社会の危険性や問題点について具体的に説明することができる。(知識・理解) ・利用者として、ネットワーク上の被害者や加害者にならないために配慮すべきモラルやマナーについて正しく理解している。(知識・理解) ・情報化社会の一員として、モラルやマナーに関して正しい知識と判断に基づいた行動ができる。(思考・判断・表現) |
| 商業 | 簿記 | 「資産・負債・純資産と貸借対照表」 | ○資産・負債・純資産(資本)の意味を明らかにし、これらの相互関係を理解し、簡単な貸借対照表を作成できる。 | ○NHK「高校講座」ライブラリー「簿記」を見ながら、学習メモに学んだことを記入し、最後には理解度チェックを行う。 | ○記述した学習メモ及び理解度チェックを行ったものから、「知識・理解」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・資産・負債・純資産(資本)の分類ができ、意味の説明及び資本等式の計算ができる。(知識・理解) ・貸借平均の原則を理解した上で貸借対照表が作成できる。(思考・判断・表現) |
| | ビジネス基礎 | 「ビジネスとコミュニケーション」 | ○社会人としての心がまえ、身だしなみはもちろん、おじぎや名刺交換、電話応対などの基本的なマナーができる。 | ○NHK「高校講座」ライブラリー「ビジネス基礎」を見ながら、学習メモに学んだことを記入し、最後には理解度チェックを行う。 | ○記述した学習メモ及び理解度チェックを行ったものから、「知識・理解」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・ビジネスマナーの重要性を理解し、基本的なビジネスマナーや場面に応じたビジネスマナーについて基本的・基礎的な知識が身に付いている。(知識・理解) ・基本的なビジネスマナーの意義や場面に応じたビジネスマナーの重要性について考察できる。(思考・判断・表現) |

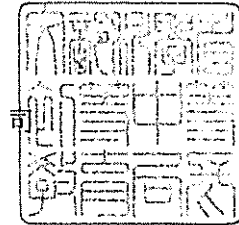
| | | | | | |
|----|------------|--------------|---|--|---|
| 水産 | 水産海洋 基礎 | 「海洋関連産業」 | <p>○海にかかわる主な産業の種類と内容を理解する。</p> <p>○地域の海洋関連産業を調べ、就職する際の企業と関連づける。</p> | <p>○教科書の内容やインターネット等による情報を参考に、多岐にわたる海に関わる産業について、どのようなものがあるかまとめる。</p> <p>○学校の求人票を参考に、どの企業が海洋関連産業なのかを調べる。</p> <p>○インターネット等を用いて、他にどのような海洋関連産業に関わる企業があるか、具体的に企業名を挙げて、業務内容を説明する。</p> | <p>○提出されたワークシートにより、調べた産業や具体の企業についての内容を踏まえて、「技能」を評価する。また、学習の進め方について試行錯誤した点等を「関心・意欲・態度」として評価する。</p> <p>※ この学習では、「どれだけ調べられたか」とおして、我が国の海洋関連産業の種類や課題について理解する力を評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋関連産業について興味・関心をもち、それらが国民生活に果たしている役割を探究しようとしている。（関心・意欲・態度） ・海洋関連産業に関する様々な資料や情報を収集し、適切に選択して活用している。（技能） |
| 看護 | 基礎看護 | 「看護の意義と役割」 | <p>○看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割について理解し、看護を学ぶ上での基礎的な態度・姿勢を身に付ける。</p> | <p>○教科書及び副読本「看護覚え書」を読んで、看護の意義や看護の役割について、自分なりに考えたことをまとめる。</p> | <p>○提出されたワークシート等により、目標に記された「関心・意欲・態度」及び「知識・理解」を評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護に対し、関心・意欲をもち、望ましい態度で臨もうとしている。（関心・意欲・態度） ・看護の意義と看護の役割について基礎的な知識がある。（知識・理解） |
| 福祉 | 社会福祉 基礎 | 「社会福祉の理念と意義」 | <p>○日本国憲法や社会福祉法、地域共生社会、近年の国際的な福祉の考え方を踏まえて、社会福祉の理念について理解する。</p> <p>○我が国の社会保障制度と国民生活との関連について理解する。</p> | <p>○教科書やインターネット等を用いて、日本国憲法、社会福祉法などにおいて、我が国の福祉に対する考え方がどのように記載されているかをまとめる。</p> <p>○我が国の社会保障制度について、私たちの生活にどのように関係しているかを具体例をあげてまとめる。</p> | <p>○提出されたワークシート等により、「関心・意欲・態度」及び「知識・理解」を評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活や自立の概念、日常生活と福祉、社会福祉理念の変遷などについて理解しようとしている。（関心・意欲・態度） ・社会福祉の展開に関する課題を発見し、私たちの生活にどのような影響があるかを探究している。（思考力・判断力・表現力） |



2 文科初第 8 7 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長 殿
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い
学校に登校できない児童生徒の学習指導について (通知)

各設置者及び学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について (通知)」において示した「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(以下「学校再開ガイドライン」という。)及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(令和 2 年 4 月 7 日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。)等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

この度、4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 32 条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われ、7 都府県が対象地域に指定されたこと等も踏まえ、すでに新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長されている学校も相当数生じてきており、今後の感染状況によってはさらなる臨時休業の長期化も視野にいれる必要があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がや

むを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについて、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

記

1. **新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対する学習指導に関する基本的な考え方**

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、臨時休業等が行われている場合であっても、その趣旨を踏まえて、感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、児童生徒の学習を保障することが重要である。

臨時休業期間中における児童生徒に対する学習指導については、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、可能な限りの措置をとることが必要である。また、その取扱いについて、保護者の十分な理解と協力を得るように努めることも重要である。このため、臨時休業ガイドラインに示すとおり、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、家庭学習と、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話の活用等を通じた教師による学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

また、学校再開後において、一部の児童生徒が新型コロナウイルス感染症対策のためにやむを得ず学校に登校できない場合についても、同様に、児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、登校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、可能な限りの措置をとることが必要である。また、その取扱いについて、保護者の十分な理解と協力を得るように努めることも重要である。このため、臨時休業ガイドラインも参考に、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、家庭学習と、家庭訪問の実施や電話の活用等を通じた教師による学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

【参考】臨時休業ガイドライン（抜粋）

2. 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の（１）に示す ICT 等も活用した家庭学習と、（２）及び（３）に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

（１）家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和２年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

（２）登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

（３）その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

なお、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行うこと等が考えられること。なお、その場合においては、学校再開ガイドラインに示す以下の点にも留意すること。

【参考】学校再開ガイドライン（抜粋）

2. 学習指導に関すること

（2）補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となること。）
- ・ 30文科初第1797号平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）の趣旨・内容についても、引き続き踏まえること。

なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているので、必要に応じて参照いただきたいこと。

2. 家庭学習について

(1) 家庭学習に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すことが求められること。したがって、入学式や始業式の中止・延期等により児童生徒に新年度の教科書が給与できていない場合については遅滞なく給与すること。

加えて、児童生徒の発達段階など学校及び児童生徒の実態等を踏まえ、教科書と併用できる教材、動画等を活用した以下のような学習を組み合わせることで、重要であること。

<家庭学習の内容の例>

- ・教育委員会や学校作成のプリントを活用した学習
- ・NHK Eテレ等のテレビ放送を活用した学習
 - ※NHK Eテレでは、本放送において児童生徒向けの番組を放送しているほか、令和2年5月1日（予定）まで、マルチ編成のサブチャンネルにおいて、臨時休業中等の児童生徒向けの番組を特別編成で放送している。
- ・教育委員会や教科書発行者などの民間事業者等が提供する ICT 教材や動画を活用した学習
- ・文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」¹に掲載されている教材や動画等を活用した学習
- ・パソコンやタブレット端末等による個別学習が可能なシステムを活用した学習
- ・一定のテーマについてインターネットを活用して調べまとめる学習
- ・テレビ会議システム等を活用した教師による同時双方向型のオンライン指導を通じた学習

その際、家庭学習で活用する教材等の児童生徒への提供については、オンラインのシステムを通じた提供のほか、教育委員会や学校のホームページに掲載する、電子メールや郵送等で配付する、保護者や児童生徒の登校日を設定してその際に配付するなどの工夫が考えられること。

また、児童生徒の規則正しい生活及び学習習慣の維持、学習の流れの分かりやすい提示等の観点から、例えば、一日の学習のタイムスケジュールや一週間の学習の見通しなどを併せて示すことで、可能な限り計画性をもった家庭学習を促すこと。

¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

(2) 学習評価への反映

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができること。

家庭学習の学習状況及び成果の把握に当たっては、例えば以下のような方法が考えられるところであり、児童生徒の発達の段階や活用する教材等を踏まえて、これらを適切に組み合わせて行うこと。

＜学習状況及び成果の把握の方法の例＞

- ・ワークブックや書き込み式のプリントの活用
- ・レポートの作成及びそれに対する教師のフィードバック
- ・ノートへの学びの振り返りの記録
- ・登校日における学習状況確認のための小テストの実施

教師による確認については、電子メールやFAX等を通じた提出、パソコンやタブレット端末等による個別学習が可能なシステムによる学習履歴の確認、テレビ会議システム等を活用したオンラインでの確認、登校日や学校に登校できるようになった後における対面での学習状況の確認等を通じて行うことが考えられること。

(3) 家庭学習における ICT の活用に関する留意事項について

既に ICT 端末や通信環境の整備が進んでいる地域、学校等においては、児童生徒の発達の段階など学校及び児童生徒の実態等を踏まえつつ、家庭においても積極的に ICT を活用することが求められる。家庭学習における ICT の活用については、以下に示す留意事項に留意すること。

＜留意事項＞

- ① ICT を活用した家庭学習を課すに当たっては、各家庭における端末の保持や通信環境の状況について十分配慮することが重要であり、各学校で可能な限りその状況を把握することが望ましいこと。例えば、家庭が保有するスマートフォンやパソコン、タブレット端末等の利用も考えられる。家庭の通信環境に十分配慮しオンライン教材の動画、画像、文字の適切な配分を行い容量の低減を図る、必要な家庭には可能な範囲で学校の端末の貸出を検討するなど、各自治体や学校の状況に応じた取組を工夫いただきたいこと。また、各家庭において ICT 端末や通信環境の活用が困難な場合は、家庭学習用のプリント等を配布するなどの代替措置を行うこと。
- ② ICT を活用した家庭学習を課すに当たっては、個人情報や著作権の保護、有害

情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な指導を行うとともに、その活用状況について可能な範囲で把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。²

² 参考サイト：文部科学省ホームページ「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

3. 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の指導要録上の出欠の扱い等について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない児童生徒について、指導要録上の出欠の扱いは以下のとおりとなり、登校できなかった日数を「欠席日数」としては記録しないこととされていること。

(1) 学校が臨時休業中である児童生徒

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定に基づく臨時休業を行った場合には、指導要録上の「授業日数」には含めないものとして扱い、「欠席日数」としては記録しないこと。

(2) 学校の再開後においてやむを得ず学校に登校できない児童生徒

学校再開ガイドライン及び令和 2 年 4 月 6 日付け初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A の送付について（4 月 6 日時点）」（以下「Q & A」という。）において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、次の①から④までに示す場合においては、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」としては記録しないこと。

- ① 児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ② 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- ③ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、事務次官通知に示す内容に従い、登校すべきでないと判断された場合
- ④ Q & A に示すとおり、校長が「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合

【参考】学校再開ガイドライン（抜粋）

1. 保健管理等に関すること

(2) 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後

に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、「(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「2. 学習指導に関すること」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等注（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

4. 登校再開後の指導について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行うこと等が考えられること。なお、その場合においては、学校再開ガイドラインに示す以下の点にも留意すること。

【参考】学校再開ガイドライン（抜粋）

2. 学習指導に関すること

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となること。）
- ・ 30文科初第1797号平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）の趣旨・内容についても、引き続き踏まえること。

なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているため、必要に応じて参照いただきたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、3. の対象となるやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合には、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

5. 各学年の課程の修了及び卒業の認定等について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

なお、高等学校においては、同時双方向型の遠隔授業の方法により授業を履修することができ、当該方法により修得する単位数は 36 単位を超えないものとする制度があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、4. に基づき、3. の対象となる新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴いやむを得ず学校に登校できない生徒が同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習を行い、学校の再開後等に当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととした場合については、上記制度に依らずに実施するものであることから、上記の単位数の算定に当たって考慮する必要はないこと。

【本件担当】

(下記以外に関すること)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-5253-4111 (内線2367)

(2. (3)に関すること)

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

TEL : 03-5253-4111 (内線3263)

(3. (1)及び(2)のうち感染のおそれの判断に関すること)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

TEL : 03-5253-4111 (内線2918)

(5. のうち高等学校の遠隔授業に関すること)

文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当)

TEL : 03-5253-4111 (内線3705)